

平成26年

第2回市議会定例会 議案第8号

函館市夜間急病センター条例の一部改正について

函館市夜間急病センター条例の一部を改正する条例を次のように定める。

平成26年6月12日提出

函館市長 工藤 壽 樹

函館市夜間急病センター条例の一部を改正する条例

函館市夜間急病センター条例（平成20年函館市条例第39号）の一部を次のように改正する。

第4条中「午前0時」を「翌日の午前0時30分」に改める。

附 則

- 1 この条例は、平成26年7月1日から施行する。
- 2 改正後の第4条の規定は、平成26年7月1日の午後7時30分から開始する診療から適用し、同年6月30日の午後7時30分から開始する診療については、なお従前の例による。

（提案理由）

夜間急病センターの診療時間を延長するため